

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 不健全図書類の指定……………一
- ………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………一
- 特定商取引に関する法律による行政処分……………一
- ………(生活文化局消費生活部取引指導課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………二
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………二
- 公共測量の実施 (十件)……………二
- ………(都市整備局都市基盤部調整課)……………二
- 都市計画事業の認可……………四
- ………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………四
- 建築基準法による一団地の区域……………四
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………四
- 建築基準法による道路位置の指定……………四
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………四
- 建築基準法による意見の聴取……………四
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………四
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………五
- ………(環境局総務部環境政策課)……………五
- 平成二十一年東京都告示第千二百三十六号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第三項及び別表第一の規定により知事が別に定める係数等)の一部改正……………五

- ………(環境局地球環境エネルギー部総量削減課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (三件)……………三
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………五

### 告示(公)

### 公 告

- 駐車監視員資格者講習の実施……………六
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………七
- ………(主税局課税部課税指導課)……………七
- 土地区画整理組合の理事の辞職及び就任……………七
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………七
- 開発行為に関する工事完了……………七
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………七
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七
- 土地収用法施行令に基づく公示による通知……………八
- ………(東京都収用委員会)……………八

### 正 誤

## 告 示

### ●東京都告示第千二百五十五号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

### 図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二二二	雑誌	IZUMI COMI CS 24	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		人妻たち隠された性体験を暴露	
		五三〇〇六一二四	
		株式会社一水社	

### ●東京都告示第千二百五十六号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。)第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

### 一 被処分者

- (一) 名称 株式会社リリーフホーム
  - (二) 代表者氏名 柏原 亜紗人
  - (三) 主たる事務所の所在地 杉並区永福三丁目三十四番十一号
- 二 処分年月日 平成二十八年六月十四日
- 三 処分内容 平成二十八年六月十五日から同年十二月十四日までの間(六箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。
- (一) 契約の締結について勧誘すること。

- (一) 契約の申込みを受けること。
- (二) 契約を締結すること。
- (三) 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第千二百五十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 日時 平成二十八年七月二十六日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社新藤事務所
  - (二) 代表者氏名 代表取締役 新藤 信次
  - (三) 主たる事務所の所在地 千代田区内神田一丁目七番地五旭栄ビル四十一号室
  - (四) 免許証番号 東京都知事(10)第四〇〇三七号
  - (五) 免許年月日 平成二十五年十一月十四日
- 一 日時 平成二十八年七月二十六日 午後四時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
- (一) 商号 株式会社R・E・サクセス
  - (二) 代表者氏名 代表取締役 小俣 邦彦

- (三) 主たる事務所 江東区青海二丁目七番四一八一九号所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九〇〇七二号
- (五) 免許年月日 平成二十六年一月九日

一 日時 平成二十八年七月二十七日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社クオリティファーム
- (二) 代表者氏名 代表取締役 植野 和幸
- (三) 主たる事務所の所在地 千代田区大手町一丁目七番二号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九〇〇九五号
- (五) 免許年月日 平成二十六年一月九日

一 日時 平成二十八年七月二十七日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 R I D S N A P株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 井上 健太郎
- (三) 主たる事務所の所在地 渋谷区道玄坂二丁目十五番一―一〇一五号
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九四〇二二号
- (五) 免許年月日 平成二十四年三月二十三日

●東京都告示第千二百五十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量(公共基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月一日から平成二十八年七月二十九日まで

●東京都告示第千二百五十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京空港整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局東京空港整備事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量及び水準測量)
- 三 測量の区域 大田区地内
- 四 測量の期間 平成二十八年四月八日から平成二十八年九月十六日まで

●東京都告示第千二百六十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京航空局長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 東京航空局
- 二 測量の種類 公共測量(復旧測量(基準点測量))
- 三 測量の区域 大田区地内
- 四 測量の期間 平成二十八年五月三十日から平成二十八年八月二十四日まで

●東京都告示第千二百六十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 港区北青山三丁目、南青山三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月一日から平成二十八年八月三十一日まで

●東京都告示第千二百六十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、豊島区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 豊島区
- 二 測量の種類 公共測量(公共基準点復旧及び復元作業請負(単価契約)委託第一号)
- 三 測量の区域 豊島区地内
- 四 測量の期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第千二百六十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量(二級、三級及び四級)、平板測量、路線測量及び用地測量(道路等整備に伴う測量設計委託(単価契約))
- 三 測量の区域 府中市地内

- 四 測量の期間 平成二十八年五月十一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第千二百六十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、昭島市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 昭島市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 昭島市中神町地内
- 四 測量の期間 平成二十八年五月二十三日から平成二十八年十月三十一日まで

●東京都告示第千二百六十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、町田市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 町田市地内

四 測量の期間 平成二十九年九月二十五日から平成二十九年十月十日まで

●東京都告示第千二百六十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量(数値地形図作成)
- 三 測量の区域 北西部幹線道路(八王子市川口町、八王子市谷野町各区内)
- 四 測量の期間 平成二十八年五月三十一日から平成二十八年十月三十一日まで

●東京都告示第千二百六十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 北区赤羽台三丁目十八、赤羽北二丁目八各区内

四 測量の期間 平成二十八年四月二十八日から平成二十八年九月二十四日まで

●東京都告示第千二百六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業幹線街路補助同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 施行者の名称 葛飾区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十六号線
- 三 事業施行期間 平成二十八年七月十五日から平成三十五年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分  
葛飾区細田三丁目及び細田四丁目各区内  
使用の部分  
なし

●東京都告示第千二百六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日 認定年月日  
対象区域の地名地番  
中央区築地四丁目二十三番、築地五丁目二番二十七及び同番二十九 平成二十八年六月十六日
- 二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎二十四階中央)

●東京都告示第千二百七十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年六月二十三日	東村山市久米川町四丁目四十五番三の一	延長 六・三二 幅員 四・一四

●東京都告示第千二百七十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条

第一項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十八年七月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成二十八年七月二十六日（火曜日）午後二時三十分から

二 公聴会を行う場所 坂浜コミュニティ防災センター二階和室  
稲城市坂浜九百七十四番地

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当  
（東京都立川合同庁舎二階）  
立川市錦町四丁目六番三号  
電話〇四二（五四八）二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 稲城市矢野口四千十五番地一  
所氏名 株式会社よみうりランド 代表取締役 上村 武志

建築敷地 稲城市矢野口三千三百七十六番地一ほか  
地域地区 第一種低層住居専用地域等

既存建築物の概要 申請の概要  
工事種別 ゴルフ場（クラブハウス）増築  
及び用途 ウスほか ゴルフ場（カート庫ほか）

敷地面積 約一、〇三九、七八 増減なし  
八平方メートル  
建築面積 約八、六一二平方メートル  
約二五二平方メートル  
（合計約八、八六四平方メートル）

延べ面積 約一〇、八三〇平方メートル  
約二六一平方メートル  
（合計約一一、〇九〇平方メートル）

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 鉄骨造  
地下三階ほか 地上二階

高さ 一四・八メートル 三・八一メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第千二百七十二号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、目黒清掃工場建替事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があつたので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
東京二十三区清掃一部事務組合  
管理者 西川 太一郎  
千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称及び種類  
目黒清掃工場建替事業  
廃棄物処理施設の設置

三 対象事業の内容の概略  
対象事業は、目黒区三田二丁目に位置する既存の目黒清掃工場の建替を行うものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要  
事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十八年七月十五日から同月二十九日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 目黒区環境清掃部環境保全課
- イ 目黒区上目黒二丁目十九番十五号
- ウ 渋谷区宇田川町五番二号
- エ 港区環境リサイクル支援部環境課
- オ 港区芝公園一丁目五番二十五号
- カ 品川区都市環境部環境課
- キ 品川区広町二丁目一番三十六号

オ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階 (平成二十八年七月十九日より同庁舎二十三階)

カ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)～(11)に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>ア 工事の施行中</p> <p>(7) 建設機械の稼働に伴う排出ガス 建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、最大濃度を示す敷地境界において次のとおりであり、それぞれ評価の指標とした「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく環境基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。 ・浮遊粒子状物質 0.056 mg/m<sup>3</sup>(2%除外値) 0.025 mg/m<sup>3</sup>(年平均値) 12.0%(寄与率) ・二酸化窒素 0.057 ppm(98%値) 0.031 ppm(年平均値) 35.5%(寄与率)</p> <p>(4) 工車用車両の走行に伴う排出ガス 工車用車両の走行に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、道路端において次のとおりであり、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。 ・浮遊粒子状物質 0.051 mg/m<sup>3</sup>(2%除外値) 0.022 mg/m<sup>3</sup>(年平均値) 0.04~0.08%(寄与率) ・二酸化窒素 0.042~0.047 ppm(98%値) 0.021~0.026 ppm(年平均値) 0.9~2.1%(寄与率)</p> <p>イ 工事の完了後</p> <p>(7) 施設の稼働に伴う煙突排出ガス</p> <p>長期予測</p> <p>施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度は、次のとおりである。それぞれ評価の指標とした環境基準等を下回り、本事業による影響は少ないと考える。 ・二酸化硫黄 0.004 ppm(2%除外値) 0.001 ppm(年平均値) 1.90%(寄与率) ・浮遊粒子状物質 0.051 mg/m<sup>3</sup>(2%除外値) 0.022 mg/m<sup>3</sup>(年平均値) 0.09%(寄与率) ・二酸化窒素 0.043 ppm(98%値) 0.021 ppm(年平均値) 0.25%(寄与率) ・ダイオキシン類 0.027 pg-TEQ/m<sup>3</sup>(年平均値) 0.027 pg-TEQ/m<sup>3</sup>(年平均値) 0.72%(寄与率) ・塩化水素 0.0004 ppm(年平均値) 0.0004 ppm(年平均値) 4.63%(寄与率) ・水銀 0.001 µg/m<sup>3</sup>(年平均値) 0.001 µg/m<sup>3</sup>(年平均値) 8.86%(寄与率)</p>

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
大気汚染	<p><b>ロ 短期予測</b>          上層逆転層発生時の予測濃度は、次のとおりであり、それぞれ評価の指標を下回り、本事業による影響は少ないと考える。          なお、この濃度は、調査期間中の上層逆転層発生時のなかで最も濃度が高くなる気象条件において予測した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化硫黄 0.007 ppm(1時間値)</li> <li>・浮遊粒子状物質 0.027 mg/m<sup>3</sup>(1時間値)</li> <li>・二酸化窒素 0.043 ppm(1時間値)</li> <li>・ダイオキシン類 0.068 pg-TEQ/m<sup>3</sup>(1時間値)</li> <li>・塩化水素 0.006 ppm(1時間値)</li> <li>・水銀 0.023 μg/m<sup>3</sup>(1時間値)</li> </ul> <p>接地球逆転層崩壊時(フュミゲーション)の予測濃度は、次のとおりであり、それぞれ評価の指標を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化硫黄 0.008 ppm(1時間値)</li> <li>・浮遊粒子状物質 0.028 mg/m<sup>3</sup>(1時間値)</li> <li>・二酸化窒素 0.048 ppm(1時間値)</li> <li>・ダイオキシン類 0.095 pg-TEQ/m<sup>3</sup>(1時間値)</li> <li>・塩化水素 0.008 ppm(1時間値)</li> <li>・水銀 0.036 μg/m<sup>3</sup>(1時間値)</li> </ul> <p><b>(イ)ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス</b>          ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、道路端において次のとおりであり、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浮遊粒子状物質 0.051 mg/m<sup>3</sup>(2%除外値) 0.022 mg/m<sup>3</sup>(年平均値)</li> <li>・二酸化窒素 0.042~0.047 ppm(98%値) 0.022~0.026 ppm(年平均値)</li> </ul> <p>1.2~4.5%(常与率)</p>
悪臭	<p><b>ア 敷地境界</b>          計画施設の稼働時における敷地境界の予測結果は、臭気指数10未満であり、評価の指標とした規制基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p><b>イ 煙突等気体排出口</b>          計画施設の稼働時における焼却排ガスの予測結果は、臭気排出強度 1.5×10<sup>6</sup> m<sup>3</sup>/min であり、脱臭装置(出口)の予測結果は、臭気排出強度 0.23×10<sup>6</sup> m<sup>3</sup>/min である。          これらは、評価の指標とした規制基準をそれぞれ下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
悪臭	<p><b>ウ 排水水</b>          計画施設の稼働時における排水水の予測結果は、臭気指数28であり、評価の指標とした規制基準の範囲に収まる。          なお、計画施設からの排水水は全て公共下水道へ排出し、公共用水域へは排出しない。          よって、本事業による影響は少ないと考える。</p>
騒音	<p><b>ア 工事の施行中</b></p> <p><b>(7)建設機械の稼働に伴う騒音</b>          予測結果は、高さ1.2mで57~71dB、高さ5mで75~79dBであり、全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準及び「東京都環境確保条例」(平成12年条例第215号)に定める指定建設作業に係る騒音の報告基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p><b>(イ)工用車両の走行に伴う騒音</b>          予測結果は、65~71dBであり、地点Cにおいて評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を上回る。          地点Cでは現況調査結果がすでに環境基準を上回っており、また、予測結果は現況調査結果と同様であり、本事業による影響は少ないと考える。          なお、工用車両の走行にあたっては、規制速度を厳守するなど環境保全のための措置を講ずる。</p> <p><b>イ 工事の完了後</b></p> <p><b>(7)施設の稼働に伴う騒音</b>          予測結果は、昼間24~34dB、朝・夕・夜間20~33dBであり、全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定工場等に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p><b>(イ)ごみ収集車両等の走行に伴う騒音</b>          予測結果は、66~71dBであり、地点A及び地点Cにおいて評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を上回る。          地点A及び地点Cについては、現況調査結果がすでに環境基準を上回っており、また、現況調査結果に対して予測結果の増加分は最大でも0.2dBと小さいことから、本事業による影響は少ないと考える。          なお、ごみ収集車両等の走行にあたっては、規制速度を厳守するなど環境保全のための措置を講ずる。</p>

注)「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「東京都環境確保条例」という。)

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
振動	<p><b>ア 工事の施行中</b></p> <p>(7) 建設機械の稼働に伴う振動 予測結果は52～59dBであり、全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の報告基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>(4) 工事用車両の走行に伴う振動 予測結果は昼間、夜間ともに46～51dBであり、全ての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p><b>イ 工事の完了後</b></p> <p>(7) 施設の稼働に伴う振動 予測結果は、昼間、夜間ともに24～32dBであり、全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」に定める特定工場等において発生する振動に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>(4) ごみ収集車両等の走行に伴う振動 予測結果は、47～51dBであり、全ての地点において、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
土壌汚染	<p><b>ア 土壌中の有害物質の濃度</b> 施設稼働中において現況調査を行った範囲では、汚染土壌処理基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準を下回った。また、ダイオキシン類についても、環境基準及び調査指標値を下回った。 また、既存施設の解体前に清掃を行うことで、ごみや灰等に含まれる汚染物質は事前に除去され、工事中の作業により土壌が汚染されるおそれはない。 さらに、現況調査を実施できなかった既存施設が存在する範囲を含め、除却や土地の改良に先立ち関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施する。この調査において土壌の汚染が認められた場合は、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じる。 なお、汚染土壌封じ込め槽は地下2.5mにあり、本事業での封じ込め槽付近の土地の改良は表層部のみであるため、封じ込め槽により土壌が汚染されることから、土壌中の有害物質濃度は、関係法令に基づく基準以下になると考える。</p> <p><b>イ 地下水への溶出の可能性の有無</b> 不圧地下水の水勾配の下流側で行った現況調査では、地下水中の有害物質及びダイオキシン類の濃度はいずれも環境基準を下回った。 また、「ア 土壌中の有害物質の濃度」に示すとおり、土壌汚染の拡大がないことから、地下水中の有害物質濃度は、関係法令に基づく基準以下になると考える。</p> <p><b>ウ 汚染土壌の量</b> 「ア 土壌中の有害物質の濃度」に示すとおり、現況調査を行った範囲での土壌汚染はなかったため、汚染土壌は生じないと考える。 また、現況調査を実施できなかった既存施設が存在する範囲においても、今後、工事中に土壌汚染状況調査等を実施し、汚染が確認された場合は、汚染の除去や拡散防止措置等を関係法令に基づき適切に対策を講じ、処理を行う。</p> <p><b>エ 新たな土地への拡散の可能性の有無</b> 「ア 土壌中の有害物質の濃度」に示すとおり、土壌汚染の拡大がないことから、新たな土地への拡散の可能性は少ないと考える。</p>



表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
地盤	<p><b>ア 地盤の変形の範囲及び程度</b>          本事業における建設工事や土木工事においては、一般的に採用されている工法で、十分に安定性が確保されている山留め壁や山留め壁(SMW)、工法を採用する。さらに掘削工事の接続に合わせ、切梁支保工を設ける等、山留め壁面への土圧に対する補強を行い、山留め壁の変位を最小に留める。          以上のことから、掘削工事に起因する地盤の変形が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤等に及ぼす影響は少ないと考える。</p> <p><b>イ 地下水の水位及び流況の変化の程度</b>          工事の施行中における掘削工事について、掘削深度の浅い区域(GL約-6m)は、鋼製矢板等を掘削深度より深い位置まで根入れをし、掘削深度の深い区域(GL約-20m)は、遮水性の高い山留め壁(SMW)により、掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL-27mまで根入れして、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止する。          以上のことから、計画地周辺の地下水水位を著しく低下させることはないと考える。          また、観測井を設置し、工事の施行中も地下水水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処する。          工事の完了後における地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって地下水の流況への影響は少ないと考える。          以上のことから、掘削工事及び地下構造物の存在に起因する地下水の流況の変化が生じる可能性は低く、計画地周辺の地下水の流況に及ぼす影響は少ないと考える。</p> <p><b>ウ 地盤沈下の範囲及び程度</b>          「ア 地盤の変形の範囲及び程度」及び「イ 地下水の水位及び流況の変化の程度」に示すとおり、本事業における掘削工事では、山留め壁として鋼製矢板や遮水性の高いSMWを採用する。これらの対策を行うことにより、地盤の安定性を保つとともに、周辺からの地下水の湧出を抑制し、周辺の地盤や地下水水位に及ぼす影響は小さい。          また地盤変位計を設置し、工事の施行中も地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する。よって地盤沈下が生じることは少ないと考える。          以上のことから、掘削工事及び地下構造物の存在に起因する地盤沈下が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤等に及ぼす影響は少ないと考える。          したがって、本事業により地盤沈下及び地盤の変形が生じることは少なく、周辺の建築物等に影響を及ぼさないと考えられることから、評価の指標を満足できるものと考ええる。</p>

表 1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
水循環	<p><b>ア 地下水の水位、流況の変化の程度</b>          工事の施行中における掘削工事については、掘削深度の浅い区域(GL約-6m)は、鋼製矢板等を掘削深度より深い位置まで根入れをし、掘削深度の深い区域(GL約-20m)は、遮水性の高い山留め壁(SMW)により、掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL-27mまで根入れして、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止する。          以上のことから、計画地周辺の地下水水位を著しく低下させることはないと考える。          また、観測井を設置し、工事の施行中も地下水水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処する。          工事の完了後における地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって地下水の流況への影響は少ないと考える。          以上のことから、掘削工事及び地下構造物の存在に起因する地下水の流況の変化が生じる可能性は低く、計画地周辺の地下水の流況に及ぼす影響は少ないと考える。</p> <p><b>イ 表面流出量の変化の程度</b>          本事業では、植栽地による浸透域及び貯留施設の雨水流出抑制施設を設置することにより、「目黒区総合治水対策基本計画」に定める雨水流出抑制量以上を確保する計画である。          したがって、本事業により雨水の表面流出量への影響は少なく、評価の指標を満足すると考える。</p>

表 1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
日影	<p>ア 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の<b>変化の程度</b></p> <p>計画地に隣接する地域は、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年条例第63号)に基づく日影の規制対象区域である。計画建築物等による日影時間は、各規制対象区域の規制時間内である。また、近接する住宅地等の各敷地境界での計画建築物等による日影時間は短い。</p> <p>イ <b>日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度</b></p> <p>計画地に近接する特に配慮すべき施設等として、計画地の南東側に田道小学校、北東側に住宅地が存在している。工事の完了後における日影時間は、現況と比べ同程度または減少する結果となった。</p> <p>計画地南東側の田道小学校には、計画建築物等による日影は生じない。計画地北東側の住宅地では、最大で75分程度の日影時間が発生しているが、日影時間は短く、現況と比べ40分程度減少するため、その影響は少ない。</p> <p>また、煙突の高さは現況と同程度であり、日影が生じる範囲は現況と比べほぼ変わらない。</p> <p>以上より、計画建築物等による特に配慮すべき施設等への日影の影響は少ないと考える。</p> <p>したがって、本事業による日影の影響は軽微であり、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
電波障害	<p>工事の完了後において計画建築物等により、一部の地域にテレビ電波の遮へい障害の発生が予測された。</p> <p>しかし、地上デジタル放送開始以降、電波障害の発生が確認されていないことや、また、計画建築物等の建物規模・構造は既存施設と同程度で、その位置も同じであるため、新たに受信障害は起こらないものと考ええる。</p> <p>なお、本事業の実施により、新たに電波障害が発生し、本事業による障害が明らかになった場合には環境保全の措置を実施する。</p> <p>したがって、可能な限り電波障害を防止できるものであり、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>

表 1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
景観	<p>ア <b>主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度</b></p> <p>計画地周辺は、全体的に低層及び中層建築物である住宅等が多い地域である。また、目黒川が計画地の西側に隣接して流れている。さらに計画地の西側には、都道 317 号環状六号線（通称山手通り）など、幹線となる道路が近くを通過している。</p> <p>本事業は、既存の清掃工場を建て替えるものであり、工場棟の高さは既存施設の高さより低く抑え、高さ約 24m とし、煙突（外筒）は既存煙突と同じ高さ（約 150m）とする計画である。工事の完了後の主な建築物は工場棟と煙突であることから、基本的な景観構成要素の変化は小さく、地域景観の特性の変化はほとんどないと考えられる。</p> <p>イ <b>代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</b></p> <p>建替え後の工場棟は既存のものより低く、煙突（外筒）の高さは既存のものと同じであるため、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状にあたっては目黒区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とするとともに、工場棟の壁面緑化等を行うことにより周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないと考えられる。</p> <p>ウ <b>圧迫感の変化の程度</b></p> <p>建替え後の工場棟は既存より低くするため、圧迫感は軽減される。</p> <p>また、工場棟の色彩や形状にあたっては目黒区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とするとともに、壁面緑化等も行う。さらに、工場棟周囲には緩衝緑地の整備や植栽を施す等、圧迫感の軽減を図る計画である。</p> <p>よって、計画建築物による圧迫感の影響は軽減されるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、本事業による景観の影響は軽微であり、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
自然との触れ合い活動の場	<p>施設の建替工事中は、粉じん、騒音・振動等により、緩衝緑地利用の低下等が考えられるが、仮囲いや解体工事中の全覆いテント等の設置により、粉じんの飛散防止、騒音の防止及び利用者の安全確保に努める計画である。また、緩衝緑地の整備中は、部分的に工事することにより、利用制限エリアを極力小さくする計画である。このため、一部利用できないエリアが生じるものの、緩衝緑地を全て利用できないほどの大きな影響がないと考えられる。</p> <p>また、工事の完了後は、散策エリアや遊びエリア等のゾーニングにより、更なる使いやすさの向上が見込まれ、目黒区の進める生物多様性地域戦略の考え方に基づいた昆虫生息エリアを配置することで、子どもたちの自然観察の場としての機能も果たすことから、エリア分け等の再整備により、緑地利用の多様化及び利便性の向上が考えられる。</p> <p>以上のことから、自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度は、評価の指標に適合するものと考ええる。</p>

表 1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
<b>ア 廃棄物</b> <b>ア 工事の施行中</b> <b>(7) 建設廃棄物</b>	<p>既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は約7.1万tと予測されるが、計画段階から発生抑制するとともに、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、減量化に努める。</p> <p>また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストに基づき適正に処分する他、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処分する。</p>
<b>(4) 建設発生土</b>	<p>計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約17.2万<math>m^3</math>であるが、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、土壌汚染対策法の規定に基づき適切に処理する。</p>
<b>(5) 汚泥</b>	<p>計画施設の建設に伴い排出される汚泥排出量は約5.9千<math>m^3</math>と予測されるが、脱水等の処理を行い再利用を図る。</p> <p>したがって、本事業の工事の施行中において、関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、評価の指標を満足すると考える。</p>
<b>イ 工事の完了後</b> <b>(7) 施設の稼働に伴う廃棄物</b>	<p>施設の稼働に伴い排出する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥の量は約1.6万t/年である。</p> <p>飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。</p> <p>飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防放線外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分をする。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。</p> <p>また、埋立処分するにあたり、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。</p> <p>したがって、本事業の工事の完了後において、関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、評価の指標を満足すると考える。</p>

表 1(11) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
<b>温室効果ガス</b>	<p>本事業では、エネルギーの有効利用として、ごみ発電及び場外公共施設への熱供給を実施するとともに、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的 に活用する。また、屋上や壁面の緑化を行うことによる建物の断熱を図り、LED照明導入によりエネルギー使用量を削減する。</p> <p>以上のことから、事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、本事業は、エネルギー使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等に定める事業者の責務に照らして妥当なものであり、評価の指標を満足すると考える。</p>

●東京都告示第千二百七十三号

平成二十一年東京都告示第千二百三十六号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第三項及び別表第一の規定により知事が別に定める係数等)の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

第二条第七項第一号口中「(木材パルプの製造の際に生ずる廃液を除き、発電に利用する熱の合計量に占めるバイオマスを熱源とする熱の量が百分の九十五以上である発電に利用されるものに限る。)」を「を熱源とする熱」に、「十分の一」を「十分の二」に改める。

●東京都告示第千二百七十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

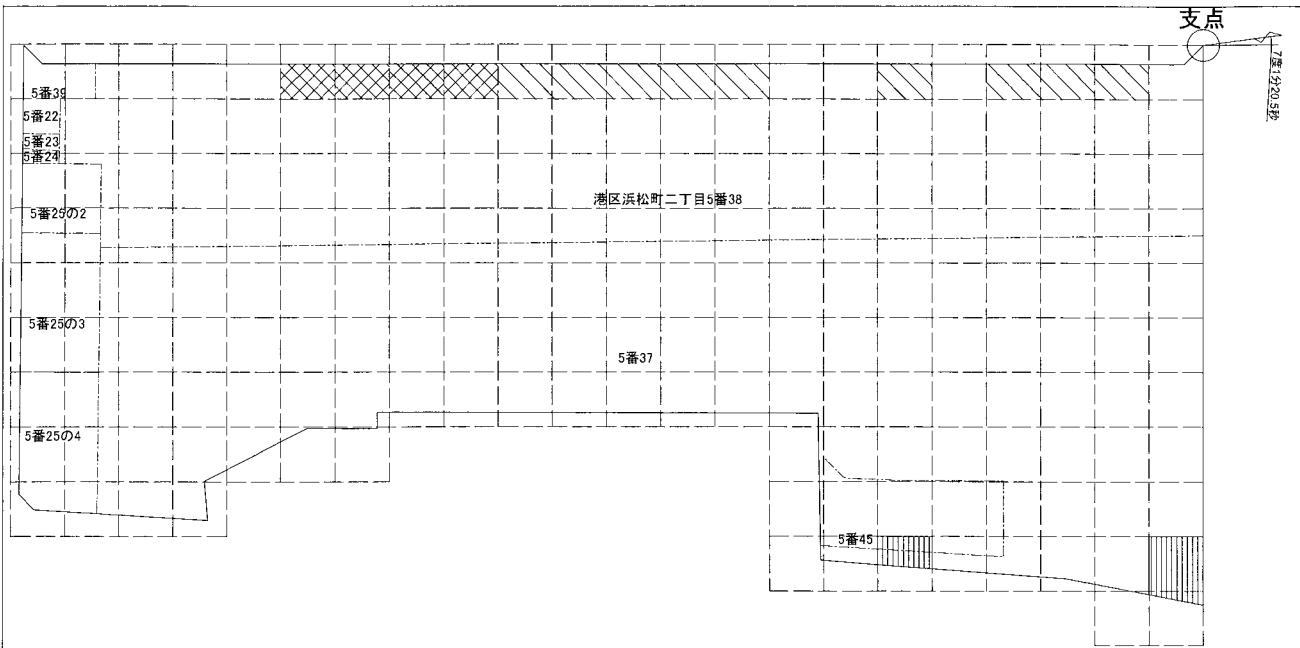
副知事 安 藤 立 美

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区浜松町二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



**【凡例】**

- : 敷地境界
- : 筆界
- - -: 単区画
- ||||: 形質変更時要届出区域 (この告示で指定する区域)
- ////: 形質変更時要届出区域 (平成27年東京都告示第1494号により指定した区域)
- XXXX: 形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第82号により指定した区域)

**【支点】**  
支点は、港区浜松町二丁目5番38の最北端とする。

**【格子の回転角度(7度1分20.5秒)】**  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百七十五号

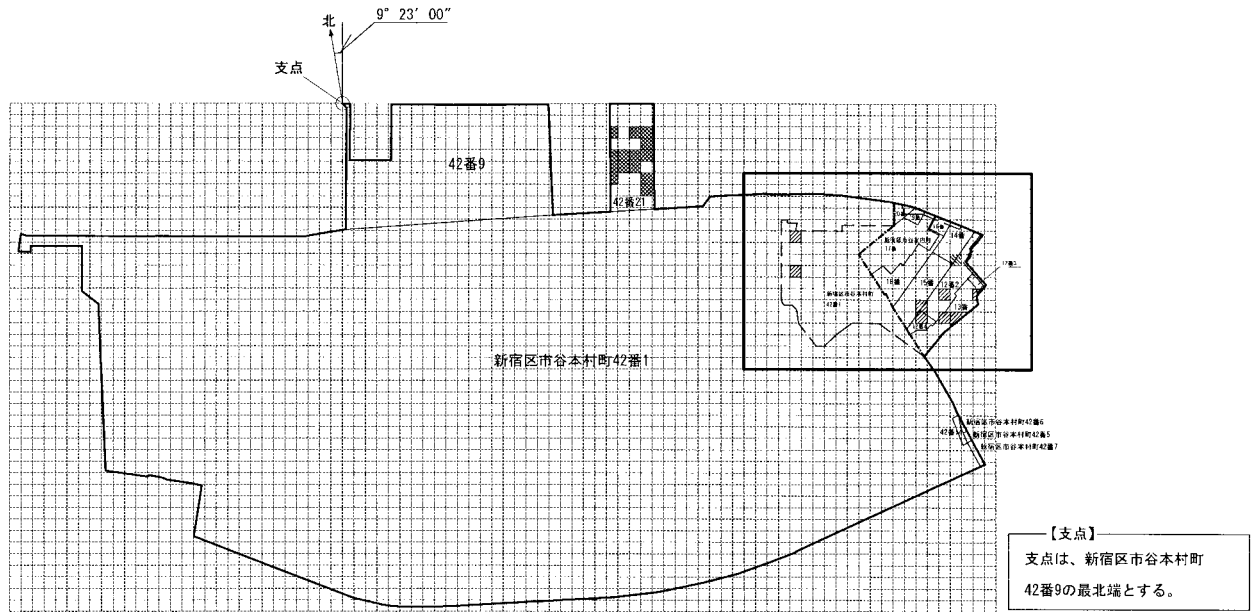
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十五日

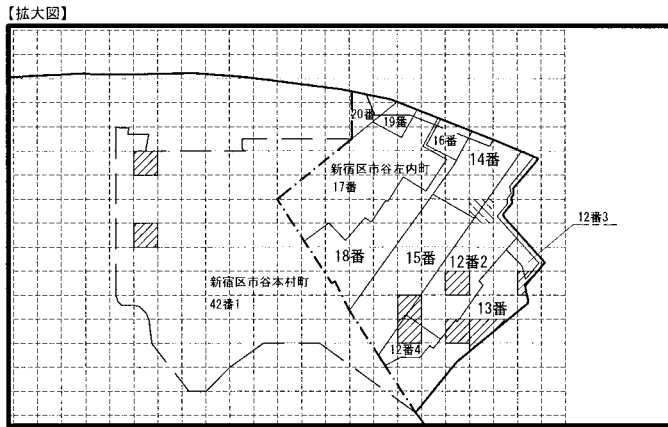
東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区市谷本村町及び同区市谷左内町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



【支店】  
支店は、新宿区市谷本村町42番9の最北端とする。



- 【凡例】
- 単位区画
  - 筆境界
  - 調査範囲
  - 敷地境界
  - 町境界
  - ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
  - ▩ 形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第479号で指定された区域)
  - ▧ 形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第899号で指定された区域)

【格子の回転角度(9度23分0秒)】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百七十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

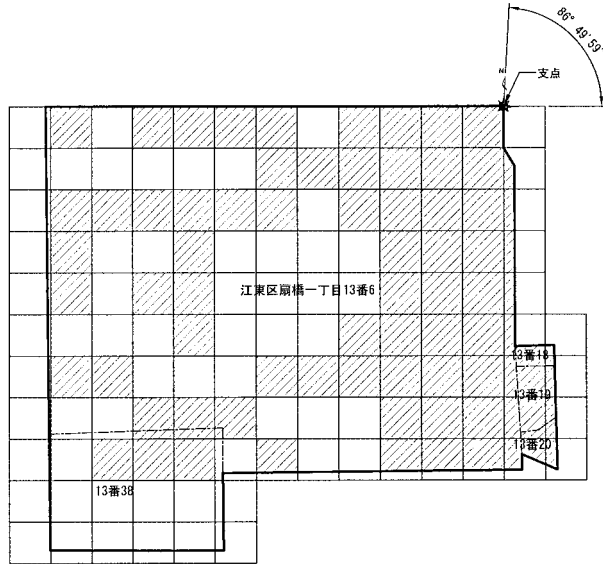
副知事 安藤立美

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区扇橋一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】

支点は、江東区扇橋一丁目13番6の最北端とする。

【格子の回転角度(86度49分59秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- - - 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千二百七十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十二年東京都告示第九百号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

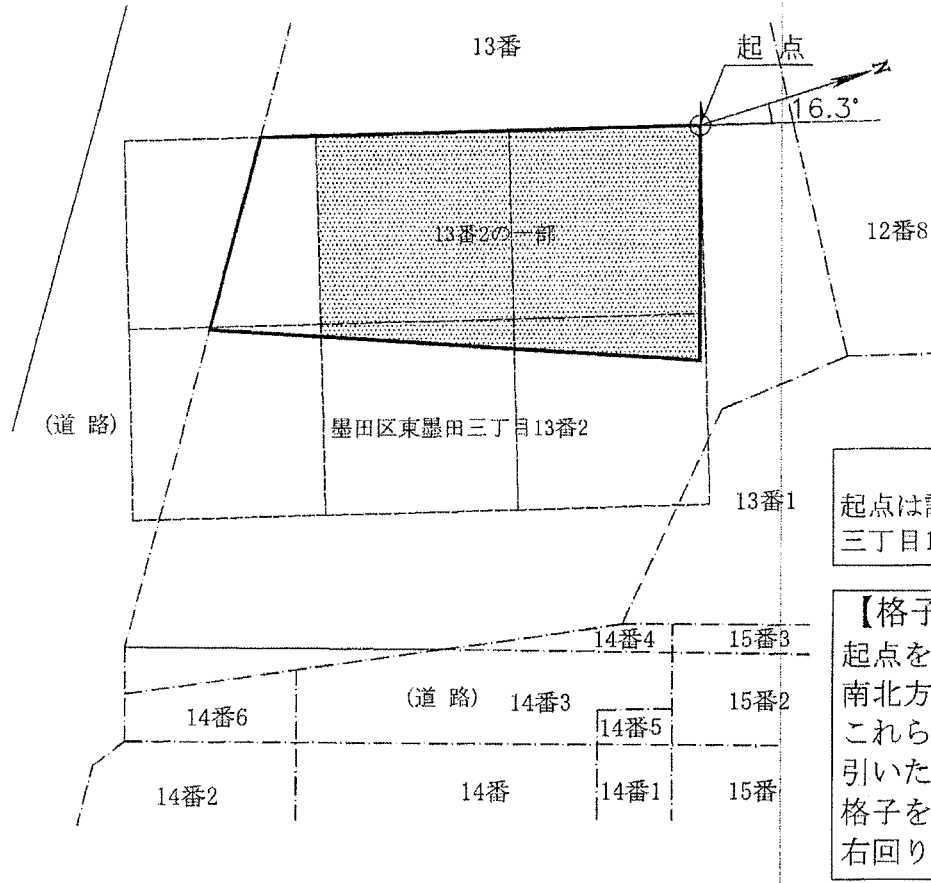
副知事 安藤 立美

一 指定を解除する区域 別図のとおり(墨田区東墨田三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**【起点】**  
 起点は調査対象地(墨田区東墨田三丁目13番2の一部)の最北端とする。

**【格子の回転角度：16.3度】**  
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第250号

確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第8条の規定により、駐車監視員資格者講習(以下「講習」という。)を実施するので、同規則第6条の規定により次のとおり告示する。

平成28年7月15日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 講習の実施日時

講習 平成29年1月11日(水曜日)及び同月12日(木曜日)の2日間  
 午前9時30分から午後5時40分まで

考査 平成29年1月17日(火曜日)  
 午前10時から午前11時まで

2 講習の実施場所

東京ビッグサイト 会議棟6階会議室  
 江東区有明三丁目11番1号

3 講習予定人員

500名(予定人員になり次第締め切る。)

4 申込手続

(1) 受付期間

平成28年11月7日(月曜日)から同月25日(金曜日)まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日を除く。



(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付場所

都内各警察署交通課

(4) 申込書類

駐車監視員資格者講習申込書 1通 (駐車監視員資格者講習申込書は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間において、都内各警察署交通課において配布する。)

(5) 受講手数料

20,000円 (申込時に、警察署会計係又は会計厚生係において納入すること。)

5 問合せ先

警視庁放置駐車対策センター企画運用係  
電話 03 (3581) 4321 内線 7870-5123

### 公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに  
ついで

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百二十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日  
名称 氏名 事業所の所在地

齊藤石油 齊藤 哲雄 調布市小島町三丁目七十二番地一 平成二十八年三月三十一日  
株式会社

土地区画整理組合の理事の辞職及び就任につ  
いて

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二十九條第一項の規定により小山片所土地区画整理組合理事長萩原義久から次に掲げる者が平成二十八年四月十五日付けで理事を辞職し、同日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。  
平成二十八年七月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 辞職

氏 名 住 所

保木 久仁彦 品川区西大井二丁目十七番十三号

二 就任

氏 名 住 所

仲岡 一紀 東大和市狭山四丁目千五百二十四番地の十九

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年七月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

小平市小川町一丁目七百四十一番三十四、同番百二十七、七百五十五番一、七百六十二番三、七百六十三番百五、七百七十一番一、同番二、同番五、同番二十二、七百七十二番六及び七百七十六番十一 小平市小川西町二丁目三十三番一、同番百二十七、同番五、同番一 一般財団法人多摩緑成会 代表理事 武久 洋三

清瀬市下清戸二丁目五百九十四番、同番地先及び中里五丁目九十五番の一部 清瀬市下清戸一丁目千七百七十六番地 関 イチ

府中市四谷二丁目十四番九 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

東京都知事代理  
副知事 安 藤 立 美

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要につ  
いて

一 店舗名 マルエツ西新井店

二 店舗所在地 足立区西新井二丁目二十六番十六号

三 設置者名 石渡 新一

四 意見

<p>ア 聴取者 足立区長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成二十八年六月二十日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年七月十五日から同年八月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>三 設置者名 日本製紙総合開発株式会社</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 北区長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成二十八年六月二十七日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年七月十五日から同年八月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>二 店舗所在地 大田区東馬込二丁目五百六十四番</p> <p>三 設置者名 株式会社NTT東日本プロパティーズ</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 大田区長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成二十八年六月二十九日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年七月十五日から同年八月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 (仮称) ホームセンターコーナン北区王子店</p> <p>二 店舗所在地 北区堀船一丁目二十三番一ほか</p> <p>三 設置者名 コーナン商事株式会社</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 北区長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成二十八年六月二十七日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年七月十五日から同年八月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 (仮称) 銀座六丁目計画</p> <p>二 店舗所在地 中央区銀座六丁目十番一号ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社大丸松坂屋百貨店</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 中央区長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成二十八年六月二十九日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年七月十五日から同年八月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>土地収用法施行令に基づく公示による通知</p> <p>土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、下記のとおり公示による通知を行う。</p> <p>なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知を受けるべき者にいつても交付する。受領しないときは、平成28年8月4日の終了をもってその通知があったものとみなされる。</p> <p>平成28年7月15日</p> <p>東京都収用委員会 会長 池田 眞朗 記</p>
<p>一 店舗名 サンスクエア</p> <p>二 店舗所在地 北区王子一丁目四番一号</p>	<p>一 店舗名 (仮称) ライフ東馬込店</p>	<p>1 事件名 平成27年第28号及び平成27年第28号の2</p>

都道八王子市五日市線 (秋川街道) 改築工事 (東京都八王子市中野上町四丁目地内から同市中野町地内まで) のための土地収用事件

2 通知書の名称

審理の開催について (通知)

3 通知を受けるべき者

住所 不明

氏名 不明

4 公示による通知に係る土地の所在及び地番

東京都八王子市中野上町五丁目3113番

5 公示による通知に係る掲示の事実

(1) 掲示されている場所

東京都庁内の総務局掲示板 (第一本庁舎1階南側)

(2) 掲示を始めた年月日

平成28年7月15日

正 誤

○平成二十八年三月三十日付東京都教育委員会規則第三十四号

五ページ下段中「別表二」を「別表一及び別表二中」第十九条の四」を「第十九条の二」に改め、別表二」に改める。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001